○農林水産省告示第六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県栗東市六地蔵字堂山四三一の八、四三一の九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県栗東市安養寺字笹谷一八七・一八七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八七の四、一八七の五・一八八の一・一九〇の四・一九一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一九一の二、一九一の三・一九二・一九二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一九二の二から一九二の四まで、一九三の一（次の図に示す部分に限る。）、一九三の六、一九四の二・一九七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字毛苅一九九の二・二〇九の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県熱海市泉元宮下分字奥平沢五六の七、五六の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆の国市浮橋字八丁平ラ一五〇八の二から一五〇八の四まで、中字金井辻一六一四の七四、一六一四の七五、一六一四の七七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県伊東市新井字前山丁場四八四の三三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町豊岡字西山ヲシテ四八六の六、四八六の七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡倶知安町字岩尾別三二八の二三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡嬬恋村大字三原字岩下九八五の一二・九八六の四（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字小野六三七一の二・字椎葉六三七八の一・六三七八の一〇から六三七八の一二まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町犬間字胡桃沢二三七の五・三四一の一・三四二の六・字日影四〇四の五（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）